

議案第45号

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月14日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、個人の市民税に係る非課税措置の範囲を拡大するとともに軽自動車税に係る軽減措置等を見直すほか、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(調布市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 調布市税賦課徴収条例(昭和30年調布市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第34条の6第1項各号列記以外の部分中「(市民の福祉の増進に寄与するもので、規則で定めるところにより市長が指定した法人又は公益信託に対するものに限る。)」を「のうち、規則で定めるもの」に改める。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に、「ならない者」を「ならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有

する者若しくは単身児童扶養者である者」に、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

第84条に次の1項を加える。

5 軽自動車等の所有者等が当該年度の前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において第2項各号に掲げる事項に異動がないと別に定めるところにより市長が認めたときは、当該年度の納期限までに第2項又は第3項の規定による申請の手続があったものとみなす。

附則第15条の3に次の3項を加える。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の5の規定により読み替えられた第77条の6第1項の

納期限（納期限の延長があったときは，その延長された納期限）後において知った場合において，当該事実が生じた原因が，国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは，当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして，軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は，同項の不足額に，これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の3を附則第15条の3の2とし，附則第15条の2の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては，当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り，第76条第1項の規定にかかわらず，軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の4の見出し中「減免」を「非課税及び減免」に改め，同条中「対しては」を「対しては，東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により」に改め，同条を同条第2項とし，同条に第1項として次の1項を加える。

当分の間，軽自動車税の環境性能割において法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は，第77条の2の規定にかかわらず，東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当す

るものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車とする。

附則第 15 条の 7 に次の 1 項を加える。

- 3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 77 条の 4（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

附則第 16 条中「附則第 30 条」を「附則第 30 条第 1 項」に、「指定」を「指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 78 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3, 900 円	1, 000 円
第 2 号ア (ウ) a	6, 900 円	1, 800 円
	1 万 800 円	2, 700 円
第 2 号ア (ウ) b	3, 800 円	1, 000 円
	5, 000 円	1, 300 円

- 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち 3 輪以上のものに対する第 78 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
第 2 号ア (ウ) a	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
	1 万 8 0 0 円	5, 4 0 0 円
第 2 号ア (ウ) b	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

- 4 法附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 7 8 条の規定の適用については，当該ガソリン軽自動車平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
第 2 号ア (ウ) a	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 万 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
第 2 号ア (ウ) b	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

附則第 1 6 条の 2 を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第 1 6 条の 2 市長は，軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し，3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第 3 0 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は，納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 7 9 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは，その延長された納期限）後において知った場合において，当該事実が生じた原因が，国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは，当該申請をした者又はその一般承継人

を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第81条及び第82条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 調布市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「，寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第78条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（調布市税賦課徴収条例第34条の6第1項の改正規定及び次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中調布市税賦課徴収条例第36条の2中第8項を第9項とし、

第7項を第8項とし，第6項を第7項とし，第5項の次に1項を加える
改正規定並びに第36条の3の2，第36条の3の3及び第36条の4
第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中調布市税賦課徴収条例第24条の改正規定及び附則第4条の
規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第6条の規定 令
和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の調布市税賦課徴収条例第34条の6第
1項の規定は，平成31年1月1日以後に支出した寄附金又は金銭につい
て適用し，同日前に支出した寄附金又は金銭については，なお従前の例に
よる。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の調布市税賦課徴収条
例（次項及び第3項において「2年改正後の条例」という。）第36条の
2第6項の規定は，同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の
年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し，同日
前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の
市民税に係る申告書を提出する場合については，なお従前の例による。

2 2年改正後の条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）
の規定は，附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受ける
べき調布市税賦課徴収条例第36条の2第1項に規定する給与について提
出する2年改正後の条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申
告書について適用する。

3 2年改正後の条例第36条の3の3第1項の規定は，附則第1条第2号
に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正
する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法
（昭和40年法律第33号。以下この項において「改正後の所得税法」と
いう。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（改正後の所得税法
第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2
年改正後の条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用す

る。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の調布市税賦課徴収条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は，令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和2年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き，附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の調布市税賦課徴収条例（以下「元年10月改正後の条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は，同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は，令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第6条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の調布市税賦課徴収条例の規定は，令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和2年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。